

様式例第 1

整理番号	群 第 号
------	-------

今回の届出に係る生産施設等の稼働開始の日（予定）を記入する。

生産能力及び数量は各製品毎に、各々の業種に応じて通常用いる単位で記載する。
 (例) ト/日、m³/月、台/月 等

事業概要説明書						
1	生産開始の日 21年10月10日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製品名		生産能力		生産数量	
	開閉装置 配電盤 無線通信機		50台/日 16台/日 200台/日		45台/日 15台/日 180台/日	
3	水源別工業用使用量 計 410 (単位:ト/日)					
	上水道	工業用水	河川 表流水	井戸水	その他	回収水 海水
	222	-	-	111	-	77
4	電力の使用量 計 11,111 (単価:KWH/日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力消費量		
	11,111			-		
5	輸送手段別輸送量 計 1,000 (単位:ト/日)					
		自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料、原材料及び外注部品	600				600
	製品	400				400
6	従業員数 計 450 (単位:人)					
	職員	男 50 女 50	工員	男 150 女 200	計	男 200 女 250

職員とは、事務に従事している人、工員とは直接生産に従事している人をさす。

◎ 変更の届出の場合 原則として変更後の状態及び数量のみを記載するが、() 書きで増減した数値を+あるいは-で表示して下さい。

(例) A製品の生産能力が1,000 t/月増加し既存能力とあわせて5,000 t/月になり、生産数量が800 t/月増加し、4,000 t/月となる場合

製品名	生産能力	生産数量
A	5,000 t/月 (+1,000)	4,000 t/月 (+800)

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図



- 備考 1. 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
2. その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
3. 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩等でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設 の 名 称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

4. 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。
5. 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二百分の一、500ha以上の工場等にあつては二百分の一ないし三千分の一として下さい。
- ◎ この配置図には次の施設を図示するとともに施設番号及びその他の主要施設の名称を付記して下さい。
- (1) 生産施設
 - (2) 緑地
 - (3) 緑地以外の環境施設
 - (4) その他の主要施設（工業用水施設（貯水池・井戸等）、電力施設、公害防止施設、貯蔵施設（倉庫・タンク等）駐車場等を含む。）

◎ 図面の縮尺について

縮尺は五百分の一ないし千分の一とする。（ただし100ha（百万㎡）未満の敷地面積の場合。）

◎ 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。

- ◎ ⇒
- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| 新設（設置）の施設 | <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; bottom: 0; left: 0; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> | （斜線を引く） |
| 変更のない施設 | | （指定の色等で塗るのみ） |
| 撤去の施設 | <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; bottom: 0; left: 0; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; border-top: 1px solid black;"></div> | （「網かけ」の上、撤去と明記） |

◎ 図面の色分け等は備考3を参照して下さい。

緑 化 計 画 書

変更の場合は備考欄に新旧の別を区分すること。

施 設 番 号	施 行 規 則 第 3 条	面積 (㎡)		地被植物 ㎡		高木 (本)		低木 (本)		備 考
		変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
リ-1	1-イ	2,500	3,000			250	300			
リ-2	1-ロ	500	500			30	30	550	550	
リ-3	1-イ	1,200	1,500	1,000	1,400	40	50			
リ-4	2	350	500	350	500					
合計		4,550	5,500	1,350	1,900	320	380	550	550	

施行規則第3条の欄は、条項の該当番号を記載する。(例 1-イ、1-ロ、2)

規則第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。))に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という)とする。

- 一 樹木が育成する10平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
 - イ 10平方メートル当たり高木(成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)が1本以上であること。
 - ロ 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)が20本以上あること。
- 二 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が覆われている10平方メートルを超える土地又は建築物屋上等緑化施設。